

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 4 月 18 日（金）第3000号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定（9件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 救急病院等の認定の取消し（地域医療整備課取扱い） 5
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（社会福祉課取扱い） 5
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 5
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 6
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設の許可（介護福祉課取扱い） 6
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 6
- 県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 7
- 歳入の収納事務の委託（交通規制課取扱い） 7
- 軽油引取税の特約業者の指定の取消し（鹿児島地域振興局取扱い） 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（始良・伊佐地域振興局取扱い） 7

## 公 告

- 平成26年度製菓衛生師試験公告（生活衛生課取扱い） 8
- 鹿児島県労働委員会の使用人委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告（雇用労政課取扱い） 9

## 議 会 訓 令

- 鹿児島県議会事務局規程の一部を改正する訓令（※）（総務課取扱い） 14
- 鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令（※）（総務福利課取扱い） 14
- 鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令（※）（総務福利課取扱い） 14

## 告 示

## 鹿児島県告示第465号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年 4 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
霧島市横川町上ノ字上松川2467番9，2467番13，字十三谷2557番1，2558番1，2559番
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第466号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

霧島市隼人町西光寺字下り田979番4，1006番，1008番，1010番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

霧島市国分重久字岩元2365番，2366番，2374番1，2377番から2379番まで，2381番，2382番，2395番1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第468号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する。

平成26年 4 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
霧島市国分台明寺字下村762番，767番 1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は，択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第469号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成26年 4 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
日置市吹上町永吉字上ノ堀1188番，字六枝1190番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は，択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成26年 4 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
日置市東市来町長里字西牟田二5415番 2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第471号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

日置市東市来町養母字岩ノ上5613番8

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第472号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

霧島市霧島川北字川原田211番2，211番3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第473号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
いちき串木野市金山14295番256, 14295番261
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第474号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所でなくなった。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

診療所の名称	所在地
松岡救急クリニック	南九州市川辺町永田4164番地8

#### 鹿児島県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名称	所在地	廃止年月日
国分駅前薬局	霧島市国分府中町527-12	平成26年3月2日

#### 鹿児島県告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名称	所在地	指定年月日
国分駅前薬局	霧島市国分府中町33-18	平成26年3月3日

#### 鹿児島県告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
宮永和幸	C・A・P整骨院 始良市加治木町新富町18	平成26年3月1日
磯野傑	C・A・P整骨院 始良市加治木町新富町18	平成26年3月1日
益山裕史	こくぶ整骨院 霧島市国分中央五丁目18番29-1	平成26年2月28日

#### 鹿児島県告示第478号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションテラス	霧島市国分新町二丁目15番7号	株式会社てらす	霧島市国分新町二丁目15番7号	中島 竜作	平成26年4月1日	訪問看護

#### 鹿児島県告示第479号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施設		介護老人保健施設の開設者			許可年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設グラン・ベリテアネックス	薩摩川内市原田町8番1号	社会医療法人卓翔会	薩摩川内市樋脇町市比野3079番地	鉾之原大助	平成26年4月1日	介護保健施設サービス
長生園ナーシングセンター（ユニット型）	薩摩川内市大小路町51番3号	医療法人同潤会	薩摩川内市大小路町21番5号	永井 俊治	平成26年4月1日	介護保健施設サービス

#### 鹿児島県告示第480号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションテラス	霧島市国分新町二丁目15番7号	株式会社てらす	霧島市国分新町二丁目15番7号	中島 竜作	平成26年4月1日	介護予防訪問看護

## 鹿児島県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（通作・樹園地）（農道整備）松山地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年4月21日から同年5月21日まで
- 3 縦覧場所  
南九州市知覧支所農林水産課

## 鹿児島県告示第482号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により，歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類  
パーキング・メーター作動手数料
- 2 委託の相手方  
鹿児島市金生町7番18号  
株式会社宮生企画
- 3 委託期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 鹿児島地域振興局告示第10号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第88条第3項の規定により，軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成26年4月18日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

特約業者の名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社サンロード	倉内 秀文	鹿児島市卸本町8番18	平成26年 3月31日
株式会社さつま商事	吉峯 幸一	南さつま市加世田唐仁原6006番地	平成26年 3月31日

## 始良・伊佐地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年4月18日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
スマイルズ	霧島市国分広瀬二丁目20番51号	一般社団法人スマイルズ	霧島市国分広瀬二丁目20番51号	西田 真弓	平成26年 4月1日	就労継続支援A型

						・就労継続支援B型
--	--	--	--	--	--	-----------

## 始良・伊佐地域振興局告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 4 月 18 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポート友喜	霧島市霧島田口 2612番地8	特定非営利活動 法人かりんの会	霧島市霧島田口 2614番地1	井手上智子	平成26年 4月1日	就労継続 支援B型

## 公 告

## 平成26年度製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成26年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成26年 4 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 試験の日時

平成26年 6 月 17 日（火）午後 2 時から午後 4 時まで

## 2 試験の場所

鹿児島県青少年会館（鹿児島市鴨池新町 1 番 8 号）

## 3 試験方法及び試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による1級又は2級の菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技

## 4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの

## 5 試験手数料

9,700円

## 6 受験手続

- (1) 提出書類等  
ア 受験願書

- イ 4の(1)に該当する者にあつては、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し
- ウ 4の(2)に該当する者にあつては、最終学校の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し及び菓子製造業務従事証明書
- エ 4の(3)に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
- オ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し
- カ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては、戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）
- キ 写真（出願前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

平成26年4月28日（月）から同年5月16日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成26年5月16日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及び菓子製造業務従事証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認めた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者に対し、合格証書を郵送して行う。

なお、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

11 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止し、又はその者の試験を無効とする。

.....

鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告

第43期鹿児島県労働委員会委員の任期が平成26年6月30日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第44期鹿児島県労働委員会委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者団体及び労働組合に対して次により候補者の推薦を求める。

平成26年4月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合

- (1) 使用者委員の候補者を推薦できる資格を有する使用者団体は、鹿児島県の区域内のみに組織を有しているものであること。
  - (2) 労働者委員の候補者を推薦できる資格を有する労働組合は、鹿児島県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鹿児島県労働委員会の決定を受けているものであること。
- 2 被推薦者の資格
- 労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- 3 第44期鹿児島県労働委員会委員の任期
- 平成26年7月1日から平成28年6月30日までの2年間
- 4 推薦に基づき任命する委員の数
- 使用者委員 5人  
労働者委員 5人
- 5 推薦手続
- 候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）に提出すること。
- (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体
    - ア 使用者委員候補者推薦書（別記第1号様式）
    - イ 履歴書（別記第2号様式）
  - (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合
    - ア 労働者委員候補者推薦書（別記第3号様式）
    - イ 履歴書（別記第2号様式）
    - ウ 労働組合法施行令第21条第3項に規定する都道府県労働委員会の証明書（鹿児島県労働委員会の証明書発行には10日間程度の期間を要する。）
- 6 推薦書類の受付期間
- 平成26年4月22日（火）から同年5月22日（木）まで（県の休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- なお、送付の方法により提出する場合は、平成26年5月22日の消印のあるものまで受け付ける。

別記

第 1 号様式

使用者委員候補者推薦書

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地  
使用者団体名  
代表者氏名

印

第44期鹿児島県労働委員会使用者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属会社（事業場）名及びその者の地位	略 歴

第2号様式

## 履 歴 書

ふりがな 氏 名			生年月日	昭・平 年 月 日 ( 歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
学 歴	年	月		
職 歴				
団体(組合) 役 員 歴				
賞 罰				

第 3 号様式

労働者委員候補者推薦書

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地  
労働組合名  
代表者氏名 印

第44期鹿児島県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所 属 労 働 組 合 名 及 び 所 属 者 の 地 位	所 属 職 場 及 び 所 属 者 の 地 位	略 歴

## 議 会 訓 令

## 鹿児島県議会訓令第 1 号

鹿児島県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 4 月 18 日

鹿児島県議会議長 池畑憲一

鹿児島県議会事務局規程の一部を改正する訓令

鹿児島県議会事務局規程（昭和50年鹿児島県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表総務課の項第 9 号中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同表政務調査課の項中第 9 号を削り、第10号を第 9 号とし、第11号から第21号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条第 1 項の表総務主幹の項を次のように改める。

室長補佐	総務課秘書室	上司の命を受け、室長を補佐する。
------	--------	------------------

第 6 条第 1 項の表係長の項の次に次のように加える。

専門員	必要な課	上司の命を受け、係の事務を処理する。
-----	------	--------------------

第 8 条中「次の表に掲げる職」を「運転技師」に、「必要な課」を「総務課」に改め、「それぞれ」を削り、同条の表を削る。

附 則

この訓令は、平成26年 4 月 18 日から施行する。

## 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

## 鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 4 月 18 日

鹿児島県教育委員会教育長 六反省一

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程（昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表総合体育センター所長の項項目の欄 2 中「鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例施行規則」を「鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4 月 18 日から施行し、改正後の鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の規定は、平成26年 4 月 1 日から適用する。

## 鹿児島県教育委員会教育長訓令第 2 号

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 4 月 18 日

鹿児島県教育委員会教育長 六反省一

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育庁等事務決裁規程（昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 6 の項事項の欄中「昭和60年鹿児島県教育委員会訓令第 1 号」を「平成24年鹿児島県教育委員会訓令第 2 号」に改め、同項係長専決事項の欄中第 8 号を削り、同欄第 9 号中「第10条」を「第 8 条」に改め、「試刷の」を削り、同号を同欄第 8 号とし、同欄第10号中「第11条」を「第 9 条」に、「印刷後」を「発行後」に改め、同号を同欄第 9 号とし、同欄中第11号を第10号とする。

別表第 2 総務福利課の部16の項事項の欄中「特例民法法人等及び公益法人」を「公益法人等」

に改め、同項教育長決裁事項の欄中第 1 号から第12号までを削り、第13号を第 1 号とし、第 14 号から第16号までを12号ずつ繰り上げ、同欄第17号中「第133条第 2 項から第 4 項まで」を「第133条第 3 項及び第 4 項」に改め、同号を同欄第 5 号とし、同欄中第18号から第32号までを12号ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄中第 1 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 1 号とし、第 7 号を第 2 号とし、第 8 号から第10号までを削り、第11号から第33号までを 8 号ずつ繰り上げ、第34号を第26号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 認定法第53条第 2 項において準用する認定法第45条第 1 項の規定に基づき、公益法人からの届出に係る書類の写し及び財産目録等の写しを公益認定等審議会に送付すること。

別表第 2 総務福利課の部16の項課長専決事項の欄中第35号を第28号とし、第36号を第29号とし、第37号を第30号とし、同部21の項事項の欄中「鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例」を「鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例」に改め、同項教育次長専決事項の欄中第 1 号を削り、同項課長専決事項の欄第 1 号中「第 9 条第 2 項」を「第10条第 2 項」に改め、同号を同欄第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 条例第 9 条並びに規則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、授業料の減免について承認すること。

別表第 2 総務福利課の部29の項事項の欄中「財団法人鹿児島県育英財団」を「公益財団法人鹿児島県育英財団」に改める。

別表第 2 義務教育課の部に次のように加える。

5 特別	(1) 特別支援				
支援学	学校の幼稚				
校の幼	部及び高等				
稚部及	部の入学者				
び高等	募集要綱を				
部の入	決定すること。				
学者選					
抜に関					
する事					
務					

別表第 2 高校教育課の部 3 の項事項の欄中「高等学校入学者選抜」を「中学校及び高等学校の入学者選抜」に改め、同項教育長決裁事項の欄に次の 1 号を加える。

(2) 中学校入学者選抜要綱を決定すること。

別表第 2 高校教育課の部 3 の項課長専決事項の欄第 1 号中「学力検査」を「高等学校学力検査」に改め、同欄に次の 1 号を加える。

(2) 中学校入学者選抜検査問題を決定すること。

別表第 2 高校教育課の部 7 の項課長専決事項の欄に次の 1 号を加える。

(2) 鹿児島県立中学校学則（平成26年鹿児島県教育委員会規則第 4 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、休業日の変更について承認すること。

別表第 2 保健体育課の部 7 の項事項の欄中「鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例」を「鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例」に改める。

別表第 4 の 9 の表 2 の項事項の欄中「鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例施行規則」を「鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4 月 18 日から施行し、改正後の鹿児島県教育庁等事務決裁規程の規定は、平成26年 4 月 1 日から適用する。